

57 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽や戦時体験の講演等を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、平成4年度から実施している。

4年度は8月5日に練馬文化センターで開催した。出演者は宮谷理香氏（ピアノ）、望月優芽子氏（ピアノ）、酒井有彩氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、区内在住の中村年子氏を招き、疎開先での生活や、爆撃があった日のことについて語っていただいた。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イブスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

2 平和祈念パネル展

4年7月29日から8月16日に区役所アトリウムおよび石神井公園ふるさと文化館で東京大空襲、原爆投下、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、31年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が発生している。

30年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受けた経験がある」と答えた区民の割合は、33.2%であっ

た。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

1 人権啓発事業

(1) 人権週間行事

毎年12月の人権週間に合わせて、講演や映画の上映、中学生による人権作文の朗読等を行っている。4年度は映画「ワンダー 君は太陽」の上映と人権作文の朗読を生涯学習センターで行い、参加者数は延べ212人であった。

また、区役所アトリウム、男女共同参画センター、春日町図書館で女性や子ども、犯罪被害者やその家族等、さまざまな人権問題についてパネルやポスターを展示した。

(2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全3回開催し、参加者は延べ68人であった。

(3) 啓発DVDの貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発DVDを貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、5月3日の憲法記念日と12月の人権週間にあわせ、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子の配布

新成人に向けた人権啓発として、小冊子「自分らしくGO!!! 大人になるあなたへ」を「成人の日のつどい」にて配布した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

平成21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

区の窓口での二次的被害を防止する取組として、22年2月に「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。さらに、3年度には「窓口対応力向上の手引」への掲載により、犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うことを職員へ周知した。

4年度の人権パネル展は、区内三警察署および（公社）被害者支援都民センター協力のもと、犯罪被害者等支援に関する展示を拡大し、区内3か所で行った。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・

啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、「けやきまつり」等の事業を行っている。4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止し、館主催の「厚文えんにち」を行った。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●第5次練馬区男女共同参画計画

区は、練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された「『第5次練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言（平成31年3月）」を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第5次練馬区男女共同参画計画（計画期間2～6年度）」を2年3月に策定した。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

本計画は「すべての人が輝くまち」を基本理念に掲げ、4つの目標として「人権の尊重と男女平等意識の形成」「配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止」「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」「女性の健康と安心を支える暮らしの実現」を設定し、新たな課題にも取り組む。

公募区民、団体代表や学識経験者などで構成する男女共同参画推進懇談会が、「練馬区男女共同参画計画」や、区内における女性活躍推進に関して検討を行っている。4年度は「第5次練馬区男女共同参画計画」に基づく3年度事業等に対する意見が出された。

●男女平等意識を高める啓発事業

1 男女共同参画の集い・ねりまフォーラム

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。4年度は、関区民センターと生涯学習センターで映画上映会を計3回開催し、「82年生まれ、キム・ジヨン」・「未来を花束にして」を

上映し、参加者数は623人であった。

2 男女共同参画週間・女性の日・国際男性デー

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」および4月10日の「女性の日」にあわせ、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。4年度は、11月19日の「国際男性デー」にあわせ、新たにイクメン・カジダン写真展を実施し、区役所本庁舎のほか男女共同参画センターでも展示した。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナー

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催している。4年度は、テーマを「“育業”が取りやすくなりました！～改正育児・介護休業法のポイントと企業の対応～」＋「新型コロナの最新情報2022とwithコロナの健康職場」とし、健康づくり応援講座とオンラインで合同開催し、参加者数は15人であった。

4 啓発冊子の発行

男女共同参画情報紙「MOVE」（年2回発行）においてテーマ「ワーク・ライフ・バランス」（Vol.51）、「無意識の思い込みーアンコンシャス・バイアスー」（Vol.52）の特集をし、また「女性手帳」等の冊子を発行した。

〔男女共同参画情報紙「MOVE」
Vol.52
特集テーマ
「無意識の思い込み
ーアンコンシャス・バイアスー」



●配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止

1 練馬区配偶者暴力相談支援センターの運営

平成26年5月から練馬区配偶者暴力相談支援センターを運営している。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

2 女性や若年層への暴力等の防止に関する啓発

(1) 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの女性に対する暴力をなくす運動実施期間に、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図る啓発事業を実施している。

4年度は区役所本庁舎および男女共同参画セン

ターで、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力被害防止の啓発パネルを展示し、相談窓口を記載したリーフレットの配布も行った。

男女共同参画センターでは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップも実施した。

(2) 啓発用小冊子の発行

新成人向けに、ハラスメントやデートDV等の啓発小冊子の配布や、小・中学生の保護者向けに、子どもの性暴力被害についての啓発小冊子の配布を行った。

(3) 出前講座

中学生を対象とした「デートDV防止講座」を区立中学校2校で実施した。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センター」に名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

3年1月には視聴覚室および会議室に、4年4月には図書・資料室に無料Wi-Fiを整備した。

また、広報紙「えーるだより」を年4回発行している。

〔事業実施状況〕

(単位：人) 4年度

事業名 (講座数)	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
男女共同参画講座 (30講座)	1,005	88
区民企画講座 (11講座)	284	22
映画上映会 (2講座)	46	4

〔施設利用状況〕

(単位：人) 4年度

施設	利用者
会議室	6,751
視聴覚室	13,605
和室 (大)	4,695
和室 (小)	2,618
第1研修室	7,231
第2研修室	5,139
第3研修室	6,150
録音室	2,269
保育室	6,445
合計	54,903

1 男女共同参画センター えーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

4年度は、「誰もが自分らしく暮らせる社会へ」をテーマに、6月18日から25日までオンラインと会場参加型を併用して開催した。

〔男女共同参画センター えーるフェスティバル〕 4年度

テーマ	
特別講演会	上野千鶴子先生、ユースと語る！
講演会・ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッション 暮らしの中のモヤモヤ ～今、若者が思っていること～ ・婦人保護から女性自立支援へ ～当事者主体の新たな支援の枠組～ ・ハツラツ人生を送ろう！ ～男性も厨房に～ ・お話広場～フレイルってなに？～ ・フレイルチェックしてみませんか！

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができ、学習に関する読書相談にも応じている。また、子育て中の保護者を対象とした保育つきブックタイム事業を実施している。3年度は8回の実施だったが、4年度は毎月実施の年12回に増やした。また、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」を隔月に発行している。「すてっぷ」は、平成18年4月に発行し、4年12月に100号を迎えた。

〔所蔵資料〕

4年度末現在

種 別	数 量
図 書	13,437 冊
行政資料	1,497 冊
各種団体資料	730 種
雑 誌	12 誌
新 聞	8 紙

〔図書・資料室の利用状況〕

4年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後 9時30分まで (読書相談は午後 5時まで)	1,021人	7,422冊	45件

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

4年度

相 談	相談日 (※2)	件数(件)
総合相談	毎 日	4,954
性的マイノリティに関する相談	第3土	14
男性のための相談(※1)	第2火	3
心の相談(カウンセリング)(※1)	月～土	234
配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談(カウンセリング)(※1)	月・水・金	153

※1：予約制

※2：年末年始および施設点検日を除く。